

## 品川区一時保育実施要綱

制定	平成 7年 6月 9日	区長決定	要綱第 52号
改正	平成 10年 5月 13日		要綱第 42号
改正	平成 11年 3月 25日		要綱第 22号
改正	平成 12年 3月 17日		要綱第 61号
改正	平成 16年 5月 28日		要綱第 118号
改正	平成 18年 8月 8日		要綱第 123号
改正	平成 21年 2月 23日		要綱第 26号
改正	平成 22年 9月 30日		要綱第 114号
改正	平成 27年 4月 1日		要綱第 461号
改正	平成 28年 4月 1日		要綱第 267号
改正	令和 2年 4月 1日		要綱第 287号

### (目的)

第1条 この要綱は、児童を養育している者（以下「保護者」という。）が傷病、出産等の理由により児童を保育することが困難な場合に、保育所において一時的に保育することによって、家庭における養育を支援し、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

### (対象児童)

第2条 一時保育（以下「保育」という。）の対象者は、品川区内に居住する満4カ月から小学校就学前までの健康な児童であって、保護者が次の各号のいずれかに該当し、一時的に保育が必要な者とする。

- (1) 死亡、行方不明等で不在のとき。
- (2) 傷病もしくは出産等のため入院または通院するとき。
- (3) 家族が入院し、その看護にあたるとき。
- (4) 災害等によって復旧活動に従事するとき。
- (5) 親族の葬儀を主宰し、または出席するとき。
- (6) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）に定める裁判員候補者の呼び出しおよび裁判員（補充裁判員を含む）の出頭に応じるとき。
- (7) 家庭的保育事業者が児童委託契約期間中に保育をすることができないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要であると認めたとき。

### (保育期間)

第3条 保育の期間は2カ月以内とする。ただし、区長が必要と認めたときは、期間を延長することができる。

### (保育実施日)

第4条 保育の実施日は、次に掲げる休業日を除く毎日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 年末年始（12月29日から31日までならびに1月2日および3日）
- (4) 前3号のほか、区長が定める日

(保育時間)

第5条 保育の時間は、午前7時30分から午後6時30分までの間で保護者と保育園長が協議のうえ決定する。

(保育内容)

第6条 保育の内容は、当該保育所に在園する児童と同様のものとする。

(実施施設)

第7条 保育を実施する施設は、生活支援型一時保育の実施園を除く区立保育所とする。

(定員)

第8条 定員は、保育所1園につき児童2名とする。ただし、0歳児クラスは1名とする。

2 前項の場合において、区長が認めたときはこの限りでない。

(申込み)

第9条 保育を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、一時保育利用申込書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添え、区長に提出しなければならない。

- (1) 児童の母子健康手帳、健康保険証の写し
- (2) 入院または通院を確認できる診断書等の書類
- (3) 裁判員法に基づく「呼出状」の写し
- (4) 事実を確認するため必要な書類

2 前項に規定する場合において、保育期間が7日以内のときは前項第1号および第3号以外の添付書類等を省略することができる。

(承認)

第10条 区長は前条の申込みを受けたときは、必要事項を審査し、必要に応じて面接および健康診断を実施して利用を承認する。承認した場合は申込者に一時保育利用承認書（第2号様式）によって通知する。

(不承認)

第11条 区長は、申込内容または対象児童の健康診断の結果によって、保育の実施が困難であると認めたときは申込みを不承認とすることができます。その場合は、一時保育不承認通知書（第3号様式）によって申込者に通知する。

(利用承認の取消し)

第12条 区長は、保護者または利用児童が次の各号のいずれかに該当したときは、利用承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申し込みによって利用決定を受けたとき。
- (2) 健康診断等によって保育の実施が困難と認められたとき。

- (3) 保護者から利用辞退の申し出があったとき。
- (4) 第2条に規定する保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。
- (5) その他保育の実施が困難な事情が生じたとき。

2 区長は、前項の規定によって利用承認を取り消したときは、一時保育利用取消通知書（第4号様式）によって保護者に通知する。

#### (利用料)

第13条 保護者が負担する金額（以下「利用料」という。）は、保育する児童1人につき、日額2,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童（認可外保育施設（認証保育所、専用施設および一時預かり事業実施施設）において都単独型一時預かり事業または定期利用保育事業を実施し、施設等利用費（幼児教育・保育の無償化）の給付対象となる者を除く。）に係る1月あたりの利用料は、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 保育の必要性がある3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童（次号に掲げる者を除く。） 当該月の利用料の合計から37,000円（施設等利用費（幼児教育または保育の無償化）の給付を受けている場合は、37,000円から施設等利用費の額を減じた額）を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。）
- (2) 保育の必要性がある3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童であって、認定こども園、幼稚園または特別支援学校に在籍するもの 当該月の利用料の合計から11,300円（施設等利用費（幼児教育または保育の無償化）の給付を受けている場合は、11,300円から施設等利用費の額を減じた額）を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。）

#### (利用料の支払い)

第14条 保護者は、利用料単価に利用実績を乗じた利用料を利用期間の最終日に保育所で支払わなければならない。ただし、月をまたがって利用する場合はそれぞれの月の利用最終日に支払わなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めた場合は、利用日当日に利用料を支払わなければならぬ。

#### (利用料の免除)

第15条 区長は次の各号のいずれかに該当するものについては、利用料の免除をすることができる。なお、区市町村民税非課税世帯とは、4月から8月までは前年度の、9月以降は当年度の区市町村民税額を基準として判断する。

- (1) 生活保護世帯および区市町村民税非課税世帯
- (2) 第2条第6号および第7号に該当する者

2 前項の免除を受けようとするものは、一時保育利用申込書（第1号様式）によって申請をしなくてはならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、必要事項を審査し、利用料を免除すべきと認めたときは、一時保育利用承認書（第2号様式）によって申込者に通知する。

(利用料の還付)

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、既納の利用料について、第13条第2項に規定する額を超えて徴収した額がある場合は、その超えた部分に相当する額を還付する。

(報告)

第17条 保育園長は、保育期間の終了後速やかに、一時保育利用確認表兼報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、月をまたがって利用した場合はそれぞれの月の最終日に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年6月26日から施行する。

付 則 (平成10年5月13日改正要綱第42号)

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則 (平成11年3月25日改正要綱第22号)

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則 (平成12年3月17日改正要綱第61号)

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則 (平成16年5月28日改正要綱第118号)

この要綱は、平成16年6月1日から適用する。

付 則 (平成18年8月8日改正要綱第123号)

この要綱は、平成18年9月1日から適用する。

付 則 (平成21年2月23日改正要綱第26号)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (平成22年9月30日改正要綱第114号)

この要綱は、平成22年10月1日から適用する。

付 則 (平成27年4月1日改正要綱第461号)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則 (平成28年4月1日改正要綱第267号)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (令和2年4月1日改正要綱第287号)

この要綱は、令和元年10月以後の月分の利用料について適用し、同年9月以前の月分の利用料については従前の例による。